

地域コミュニティの取組に関する調査（松阪市）

平成29年2月

○松阪市の概要

人口	166,491	人
世帯数	72,501	世帯
小学校区数	36	校区
自治会等名称	自治会	
自治会等数	445	
自治会等加入率	約 80.8%(H28.4/1)	
行政区長委嘱制度の有無	無	
地域コミュニティ活性化に向けた取組の単位	概ね小学校区（43 住民協議会）	

○松阪市の取組

担当 部局	<ul style="list-style-type: none"> 担当部局は経営企画部地域づくり応援室。
取組 の 経 緯	<ul style="list-style-type: none"> H17年1月 1市4町の合併により松阪市誕生 H18年7月 市内1番目となるまちづくり協議会設立 H21年8月 市長交代により住民協議会の設立期限の設定 H23年1月 ふるさと応援寄附金（ふるさと「市民力」サポート制度）の創設 H24年3月 全43地区で住民協議会が設立 H24年4月 6つの補助金を廃止し、活動交付金として一括交付 H24年度 地域の元気応援事業開始 H28年3月 松阪市住民協議会条例可決

○住民協議会について

概要	<ul style="list-style-type: none"> 旧松阪市にて、地域マネジメントシステムを構築。広い市域の隅々まできめ細かに行きわたる地域の特色を生かしたまちづくりを推進していくために、都市内分権の推進と住民自治の拡充を目指すもの。 H17年度に合併により旧町にも地域マネジメントシステムを広げることとなる。 H18年度に3つの協議会が設立。 協議会は自発的・意欲的に立ち上げてもらう方針で働きかけたため、協議会が設立された地域とされていない地域とで行政の支援に差が生まれた。そこで、市長交代により設立期限を設定することとなった。 H23年度に全43地区で住民協議会が設立
----	---

組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね小学校区を単位として設立。 ・ 「地域を包括する組織体」として、防災、教育、福祉などの部会制をとっている。 ・ 住民協議会活動推進委員会の開催（H27～） 住民協議会が自発的に情報交換の場として作った組織で、2ヶ月に1回開催。 現在は、市の担当部局で、運営のサポートを行っている。
拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区市民センター及び公民館 (地区によっては旧JA支所、旧小学校舎、民間施設を間借りしているところもある)

○地域計画について

背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中長期的なビジョンを共有し、地域と市の役割を分担する中で、協働のまちづくりを目指す「道しるべ」として地域計画を策定することとした。 ・ 平成24年から3か年かけて策定。
策定にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年先の将来像を考えて計画を策定するにあたって、計画の必要性を理解してもらうため、社会福祉協議会を含めて課題を拾い上げ、住民アンケートを実施したり、サロンを開催したりして地域の声を吸い上げることからスタートした。 ・ 地域計画を策定するために事務局員を配置。 策定にあたる3年間、事務局員を雇うお金を交付金に加算。 事務局員を雇わず、ボランティアで協議会がその役目を担うのであれば、活動資金に充てることも可能とした。 ・ その後、平成27年度からは事務局員を雇用することを条件に交付金を交付。
地域計画の策定後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度から市役所の各事業担当部署に「協働事業推進担当者」を設置。 ・ 地域計画にあげている地域課題について、行政の事業と一緒に取り組むことで解決できないものがないか検討する仕組みづくりをしている。 ・ 平成28年度からの総合計画の見直しの際には、総合計画の中に別冊として地域の在り方を作成。

○住民協議会に対する財政的支援

活動交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6つの補助金を廃止し、一括で協議会へ交付する活動交付金を交付。 ・ 均等割、人口割、地域加算分、地域敬老事業推進特別交付金加算にて構成。 ・ 地域加算分には、ふるさと応援寄附金加算、地域の元気応援事業による加算、地域特定加算がある。
寄附金制度 ふるさと応援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度から実施しているふるさと納税の制度で、寄附希望者は、地域・協議会を特定して支援することができる。 ・ 市でふるさと応援寄附金審査会を開き、寄附金を使い実施する事業を協議会から審査会に提出してもらい、審査後、寄附金を渡す形で実施。 ・ 平成26年度からは特産品を出すようになったこともあり寄附額は増加している。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域の元氣応援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民協議会の自立した地域づくりを応援し、その活動をさらに発展させるとともに広域的な連携を推進することで、地域における元気を市全域に波及させることを目的として、平成 24 年度から実施。 ・ 事業実施主体からの事業提案により補助金を交付するもので、1 次は書類審査、2 次は公開プレゼンテーションを実施して審査している。 ・ 住民協議会からの提案による地域力アップ部門（上限 25 万円）と広域連携部門（上限 30 万円）、市民活動団体からの提案による市民活動サポート部門（上限 10 万円）に分けられる。 ・ 平成 26 年度からは、企業からの寄附金を財源とした「地域づくりスポンサー賞」を創設。審査員として企業に参加してもらっている。 ・ 市民活動サポート部門では、住民協議会の推薦が必要であり、市民活動団体と住民協議会が連携できる取組を支援している。 ・ 当該事業を実施した団体は、翌年度にふりかえり報告会として活動発表を行っている。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">イオン黄色レシート事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民協議会が自主財源を確保する中で、行政が支援できることはないかを検討。学校や社協を対象として取り組んでいたものを、住民協議会を対象として実施するように、マックスバリュと市が協定を結んで実施したもの。 ・ 毎月 11 日にマックスバリュで買い物をすると黄色いレシートが交付される。それを支援したい協議会の投函ボックスに入れる。それを協議会ごとに集計し、合計金額の 1% 相当の希望の品物を当該協議会に贈呈する仕組み。 ・ 市が取り組んでいるこの仕組みを習って、住民協議会が独自に地域の企業や道の駅と協定を結んで実施している。

○住民協議会に対する人的支援

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域域担当職員の配置 職員をエリアごとに分けて担当。市民センターや旧町ごとにある地域振興局職員、社会福祉協議会や地域包括支援センターにおいても地域担当制を導入。 ・ 地域応援隊の設置 地区に居住する職員が地区の会議やイベントに参加する等、地区を支援する制度。ボランティアであり、庁内公募により募集を行っている。 基本的にはその地区に住んでいる人が隊員となるが、他市在中の人は支援したい地域を選んで入ることも可能。 ・ 住民協議会事務局職員への研修を実施（書類作成、法律に関する講座）
---	---

○地域づくり団体サポート事業について

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">背景</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から 6 年間、三重県の事業で、式年遷宮が終了した後も活性化を図るために「美し国おこし・三重」プロジェクトを実施。 地域と地域づくり団体（NPO等）を結びつけるための取組として、座談会の開催や地域づくり団体への支援を展開した。その際、松阪市内でも 50 のグループが登録。その事業が 26 年度で終了することとなり、登録グループから継続したサポートを望む声があった。 それを受けて、地域づくり団体と住民協議会が連携し地域を盛り上げていくような仕組みとなればと考え、平成 27 年度から 3 年間、「地域づくり団体サポート事業」を実施することとなった。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ア 地域プロデュース業務の委託 イ 「げんきアップ松阪」への登録（H28. 12. 14 現在 23 団体） ウ 体験交流会の実施（H28 年度） エ 登録団体の成果発表会… 3 月に実施、住民協議会との交流を図る。 最終的には、地域との連携・結びつきができる団体を作っていくことで地域が豊かになり、資源となっていくことを目標として実施。 NPO 担当部署ではなく地域づくり応援室が実施することで、市民活動団体や地域づくり団体も地域の構成員であるため、各団体と地域との関わりを生み出すことができる。

○今後の課題・展望

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">組織の整理が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民協議会設立後も、自治会連合会、公民館、福祉会等、組織を残しつつ取組を推進してきたため、各団体が独立して活動している状況。 地域によっては、1 日に会議をまとめて実施したり、公民館や自治会、福祉会を協議会の部会に入れたりというように工夫しているところもあるが、すべてを 1 本化するの難しい。 公民館が行政（教育委員会所管）なので無くすことは出来ないが、事業は住民協議会でやっといこうというところは多い。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">住民協議会の認知度不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画を策定するにあたって住民アンケートを実施したところ、住民協議会の認知度は 20 数%だった。原因は、協議会が実施する活動内容は、公民館でやる運動会や趣味の講座、自治会でやる清掃など、もともとは自治会基盤を受け継いでいるので、どの団体が主体の事業なのかが見えにくいことがある。 地域の元気応援事業の審査や発表会を公開でやることで、住民に協議会の活動を知ってもらうきっかけにしている。